

# 有田地方休日急患診療所



## (1)沿革

休日における医療対策として有田地方医療対策協議会（圏域内各市町長、保健所、医師会等）が建設母体として建設し、医療法第7条第1項、同施行規則第1条第1項の規定により、昭和51年1月開設申請し、同年2月8日から診療を開始しました。代表開設者と

して吉備町長が兼務し、有田市、有田両医師会長が管理者として管理運営を行っております。また、診療従事者中、医師、薬剤師、看護婦は非常勤職員として任命し、医師については、医師会会員中、当番制で診療にあたっております。昭和51年11月、すでに設立していた現組合に移還されました。

## (2)施設の概要

所在地：有田郡有田川町小島352番地

敷地面積：344.42㎡

建築面積：136.03㎡

竣工年月日：昭和51年2月8日

当初建設費：9,514千円

58増築費：3,500千円

## (3)診療科目・時間・診療日

診療科目：内科・小児科

診療日：日曜日・祝日・1月2、3日・12月30日、31日

診療時間：午前10時～正午・午後1時～4時

## (4)診療従事者

医師：非常勤で1名（有田・有田市両医師会会員の輪番による）

薬剤師：非常勤で1名（薬剤師を委嘱）

看護婦：非常勤で2名（看護婦を委嘱）

事務職員：常勤で2名（事務長・事務員）